

○「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。

1 下記にチェック☑してください。  
 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

2 申請書の『2申請者が属する世帯の状況』に記載した者全てについてご記入ください。

Table with 10 columns: (フリガナ), 氏名, 左の欄の者が扶養する者の数, 令和4年度住民税課税状況, 障害者控除等の適用, 任意の1か月で申し立てる場合、その年月, 任意の1か月の収入 (給与収入, 事業収入, 年金収入), 年間収入見込額, 非課税相当収入限度額. Rows 1-5.

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の人数を記入してください。
②「令和4年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
④「任意の1か月で申し立てる場合、その年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

Table with 2 columns: 収入種別 (給与収入, 事業収入又は不動産収入, 年金収入) and 記入方法/条件.

- ⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を1.2倍した金額を記入してください。
⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

Table with 2 columns: ①扶養している親族の状況, ⑦非課税相当収入限度額. Rows for single, spouse, and disabled/elderly.

これを超える場合、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します。

上記に記入した全ての者について、⑥の額が⑦の額以下の場合、裏面の記入は不要です。いずれかの者の⑥の額が⑦の額を上回る場合、引き続き裏面をご記入ください。

3 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑥- (⑧+⑨+⑩) ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
	氏名		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。  
 ⑧「年間所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

給与収入	給与所得控除額
・表面のAの額のうち給与収入分が162.5万円以下	55万円
・表面のAの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下	給与収入分×40% - 10万円
・表面のAの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下	給与収入分×30% + 8万円
・表面のAの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下	給与収入分×20% + 44万円

- ⑨「事業収入等の経費」欄には、以下の対応をお願いします。  
 ・事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。  
 ・帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。  
 ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

年齢区分	公的年金等収入分	公的年金等控除額
65歳未満の方	60万円以下	公的年金等収入分の全額
	60万円超 130万円未満	60万円
	130万円以上410万円未満	公的年金等収入分×25% + 27.5万円
	410万円以上770万円未満	公的年金等収入分×15% + 68.5万円
65歳以上の方	110万円以下	公的年金等収入分の全額
	110万円超 330万円未満	110万円
	330万円以上410万円未満	公的年金等収入分×25% + 27.5万円
	410万円以上770万円未満	公的年金等収入分×15% + 68.5万円

- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。  
 ⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の控除額 + ⑩公的年金等控除)  
 ⑫「非課税所得限度額」欄には、表面の①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。  
 ・限度額は、下の早見表から、表面の①欄の「左の欄の者が扶養する者の数」に対応する欄の金額をご記入してください。  
 ・下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

<<早見表>>

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
配偶者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します。

上記の記入した全ての者について、⑪の額が⑫の額以下の場合、3の要件に該当します。表面1・裏面3の両方を満たす場合、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当します。